

○財務省令第六十四号

関税定率法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十六号）の施行等に伴い、並びに関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十二条の四の規定に基づき、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

（納付受託者の指定の手続）	改 正 後	改 正 前
第一条の十 法第九条の六第一項（納付受託者） の規定による財務大臣の指定を受けようとす	（納付受託者の指定の手續）	第一条の十 法第九条の六第一項（納付受託者） の規定による財務大臣の指定を受けようとす

財務大臣 加藤 勝信

る者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第六項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載した申出書を財務大臣に提出しなければならない。ただし、法人番号を有しない者にあつては、当該申出書に法人番号を記載することを要しない。

〔2・3 略〕

（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）

第二条 法第十二条の二第三項（過少申告加算税）に規定する関税関係帳簿は、同項に規定する保存義務者が、あらかじめ、当該関税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁

る者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第六項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、その名称及び住所又は事務所の所在地）を記載した申出書を財務大臣に提出しなければならない。

〔2・3 同上〕

（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）

第二条 法第十二条の二第三項（過少申告加算税）に規定する関税関係帳簿は、同項に規定する保存義務者が、あらかじめ、当該関税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁

的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）に記録された事項に関し法第七条の十四第一項（修正申告）に規定する修正申告又は法第七条の十六第四項（更正及び決定）に規定する更正（次項において「修正申告又は更正」という。）があつた場合には法第十二条の二第三項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を当該関税関係帳簿に係る貨物の輸入申告に係る税関長（以下「申告先税関長」という。）に提出している場合における当該関税関係帳簿とする。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者については、第一項の届出書に記載することを

的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）に記録された事項に関し法第七条の十四第一項（修正申告）に規定する修正申告又は法第七条の十六第四項（更正及び決定）に規定する更正（次項において「修正申告又は更正」という。）があつた場合には法第十二条の二第三項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を当該関税関係帳簿に係る貨物の輸入申告に係る税関長（次項及び第三項において「申告先税関長」という。）に提出している場合における当該関税関係帳簿とする。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者については、氏名又は名称及び住所若しくは居

要しない。)

二 届出に係る関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代える日

### 三 その他参考となるべき事項

2 前項の保存義務者は、関税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に関し修正申告又は更正があつた場合において法第十二条の二第三項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。この場合において、

所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)

二 届出に係る関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代える日

### 三 その他参考となるべき事項

2 前項の保存義務者は、関税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に関し修正申告又は更正があつた場合において法第十二条の二第三項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。この場合において、

当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後は、前項の届出書は、その効力を失う。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者については、第二項の届出書に記載することを要しない。）

二 前項の届出書を提出した年月日

三 その他参考となるべき事項

3 第一項の保存義務者は、同項の届出書に記

載した事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居

当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後は、前項の届出書は、その効力を失う。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者については、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

二 前項の届出書を提出した年月日

三 その他参考となるべき事項

3 第一項の保存義務者は、同項の届出書に記

載した事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居

所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあっては、第三項の届出書に記載することを要しない。）

二 第一項の届出書を提出した年月日

三 変更をしようとする事項及び当該変更の内容

四 その他参考となるべき事項

4 法第十二条の二第三項に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる関税関係帳簿の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 法第十二条の二第三項第一号に規定する  
関税関係帳簿（令第八十三条第五項（帳簿の記載事項等）の規定により当該関税関係帳簿に記載すべき事項の全部が関税関係書

所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所若しくは居

二 第一項の届出書を提出した年月日

三 変更をしようとする事項及び当該変更の内容

四 その他参考となるべき事項

4 法第十二条の二第三項に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる関税関係帳簿の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 法第十二条の二第三項第一号に規定する  
関税関係帳簿（令第八十三条第五項（帳簿の記載事項等）の規定により当該関税関係帳簿に記載すべき事項の全部が関税関係書

類（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）に規定する関税関係書類をいう。以下同じ。）又は輸入の許可書に記載されている場合において当該全部の事項について当該関税関係帳簿への記載を省略しているものを除く。以下この条において同じ。）次に掲げる要件（当該関税関係帳簿に係る保存義務者が法第二百五条（税関職員の権限）の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしてある場合には、ハ（2）及び（3）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）

イ 当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新

類（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）に規定する関税関係書類をいう。以下同じ。）又は輸入の許可書に記載されている場合において当該全部の事項について当該関税関係帳簿への記載を省略しているものを除く。以下この条において同じ。）次に掲げる要件（当該関税関係帳簿に係る保存義務者が法第二百五条（税関職員の権限）の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしてある場合には、ハ（2）及び（3）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）

イ 当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新

、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）を使用すること。

(1) 関税關係帳簿に係る電磁的記録について訂正又は削除を行つた場合には、その事実及び内容を確認することができる。

(2) 関税關係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行つた場合には、その事実を確認することができる。

口 当該関税關係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該関税關係帳簿に関連する関税關係書類の記載事項（当該関税關係

、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）を使用すること。

(1) 当該関税關係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行つた場合には、これらの事実及び内容を確認することができる。

(2) 当該関税關係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行つた場合には、その事実を確認することができる。

口 当該関税關係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該関税關係帳簿に関連する関税關係書類の記載事項（当該関税關係

---

書類が、法第九十四条の二第二項若しくは第三項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定により当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えられているもの又は法第九十四条の三第二項若しくは第三項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）の規定により当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との関係が輸入の許可書の番号その他の記録事項により明らかであるように整理しておくこと。

---

書類が、法第九十四条の二第二項若しくは第三項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定により当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えられているもの又は法第九十四条の三第二項若しくは第三項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）の規定により当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との関係が輸入の許可書の番号その他の記録事項により明らかであるように整理しておくこと。

---

ハ 当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

- (1) 貨物の品名及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日（(2)及び(3)において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。
- (2) 貨物の価格及び輸入の許可の年月日に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- (3) 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

二 法第十二条の二第三項第二号に規定する

ハ 当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

- (1) 貨物の品名及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日（(2)及び(3)において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。
- (2) 貨物の価格及び輸入の許可の年月日に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- (3) 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

二 法第十二条の二第三項第二号に規定する

関税関係帳簿 次に掲げる要件

イ 前号に定める要件

ロ 第十条の二第一項第一号ロ(1)（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロファイルによる保存等）の電磁的記録に、前号イ(1)及び(2)に規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。

ハ 当該電子計算機出力マイクロファイルの保存に併せて、輸入の許可の年月日を特定することにより当該年月日に対応する電子計算機出力マイクロファイルを探し出すことができる索引薄の備付けを行うこと。

二 当該電子計算機出力マイクロファイルごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロファイルに出力

関税関係帳簿 次に掲げる要件

イ 前号に定める要件

ロ 第十条の二第一項第一号ロ(1)（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロファイルによる保存等）の電磁的記録に、前号イ(1)及び(2)に規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。

ハ 当該電子計算機出力マイクロファイルの保存に併せて、輸入の許可の年月日を特定することにより当該年月日に対応する電子計算機出力マイクロファイルを探し出すことができる索引薄の備付けを行うこと。

二 当該電子計算機出力マイクロファイルごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロファイルに出力

しておくこと。

ホ 当該関税関係帳簿の保存期間（令第八十三条第六項の規定により関税関係帳簿を保存しなければならないこととされている期間をいう。）の初日から同日後三年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて第十条第一項第二号（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）及び前号ハに掲げる要件（当該関税関係帳簿に係る保存義務者が法第百五条の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようしている場合には、同号ハ（2）及び（3）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電子計算機出力マ

しておくこと。

ホ 当該関税関係帳簿の保存期間（令第八十三条第六項の規定により関税関係帳簿を保存しなければならないこととされている期間をいう。）の初日から同日後三年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて第十条第一項第二号（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）及び前号ハに掲げる要件（当該関税関係帳簿に係る保存義務者が法第百五条の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ（2）及び（3）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電子計算機出力マ

イクロファイルに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロファイルの記録事項の検索をすることができる機能（同号ハに規定する機能）（当該保存義務者が法第百五条の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ(1)に掲げる要件を満たす機能）に相当するものに限る。）を確保しておくこと。

5 前各項の規定は、法第十二条の二第三項に規定する特例輸入関税関係帳簿について準用する。この場合において、前項第一号中「第八十三条第五項」とあるのは「第四条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条第

イクロファイルに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロファイルの記録事項の検索をすることができる機能（同号ハに規定する機能）（当該保存義務者が法第百五条の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ(1)に掲げる要件を満たす機能）に相当するものに限る。）を確保しておくこと。

5 前各項の規定は、法第十二条の二第三項に規定する特例輸入関税関係帳簿について準用する。この場合において、前項第一号中「第八十三条第五項」とあるのは「第四条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条第

一項（帳簿の備付け等）」とあるのは「第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）」と、同項第二号亦中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとする。

6||

法第十二条の四第三項（重加算税）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システム（第三号において「特定電子計算機処理システム」という。）を使用して電子取引（法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取引をいう。第十条の三第三項（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）において同じ。）の取引情報

一項（帳簿の備付け等）」とあるのは「第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）」と、同項第二号亦中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとする。

〔項を加える。〕

法第九十四条の五に規定する取引情報であつて、特定電磁的記録（法第十二条の四第三項に規定する特定電磁的記録をいう。以下第八項までにおいて同じ。）に係るものに限る。次号及び第三号において「特定取引情報」という。）の授受及び当該特定電磁的記録の保存を行うこと。

イ 当該特定電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行つた場合には、その事実及び内容を確認することができるること。

ロ 当該特定電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

二 特定取引情報に係る電磁的記録の記録事項と当該特定取引情報に関連する関税関係

帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項との間ににおいて、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

三 第一号の特定電子計算機処理システムを使用して特定取引情報の授受及び特定電磁的記録の保存を行つた場合には、その事實を確認することができるようにしておくこと。

7||

「項を加える。」

前項の特定電磁的記録は、法第十二条の四第三項に規定する期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定（以下この項及び次項において「期限後特例申告書の提出等」という。）の基因となる事項に係る特定電磁的記録であつて、同条第三項の保存義務者が、あらかじめ、当該特定電磁的記録に記録

された事項に関し期限後特例申告書の提出等があつた場合には同項の規定の適用を受けない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出している場合における当該特定電磁的記録とする。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者については、第七項の届出書に記載することを要しない。）

二 その他参考となるべき事項

8||  
前項の保存義務者は、特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後特例申告書の提出等があつた場合において法第十二条の四第三項の規定の適用を受けないことをやめようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲

「項を加える。」

げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。この場合において、その提出があつた日以後、前項の届出書は、その効力を失う。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者については、第八項の届出書に記載することを要しない。）

二 前項の届出書を提出した年月日

三 その他参考となるべき事項

9|| 第七項の保存義務者は、同項の届出書に記載した事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。

「項を加える。」

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者については、第九項の届出書に記載することを要しない。）

二 第七項の届出書を提出した年月日

三 変更をしようとする事項及び当該変更の

内  
容

四 その他参考となるべき事項

（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存

（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

第十条 法第九十四条の二第一項（関税関係帳

簿書類の電磁的記録による保存等）の規定に

より関税関係帳簿（法第九十四条第一項（帳

簿の備付け等）に規定する関税関係帳簿をい

う。以下同じ。）に係る電磁的記録の備付け

第十条 法第九十四条の二第一項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定により関税関係帳簿（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）に規定する関税関係帳簿をいう。以下同じ。）に係る電磁的記録の備付け

及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする保存義務者（同項の業として輸入する者に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる要件（当該保存義務者が第二条第四項第一号（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）に定める要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存を行つている場合には、第三号に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

〔一・三 略〕

〔2・3 略〕

4 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類（同項に規定する関税関係書類に限る。以下の条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保

及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする保存義務者（同項の業として輸入する者に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる要件（当該保存義務者が第二条第四項第一号（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）に定める要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存を行つている場合には、第三号に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

〔一・三 同上〕

〔2・3 同上〕

4 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類（同項に規定する関税関係書類に限る。以下の条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保

存に代えようとする保存義務者は、次に掲げる要件（当該保存義務者が法第百五条の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合は、第五号（口及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

〔一 略〕

二 前号の入力に当たつては、次に掲げる要件（当該保存義務者が同号イ又はロに掲げる方法により当該関税関係書類に係る記録事項を入力したことの確認ができる場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

〔イ・ロ 略〕

存に代えようとする保存義務者は、次に掲げる要件（当該保存義務者が法第百五条の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合は、第五号（口及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて当該電磁的記録の保存をしなければならない。

〔一 同上〕

二 前号の入力に当たつては、次に掲げる要件（当該保存義務者が同号イ又はロに掲げる方法により当該関税関係書類に係る記録事項を入力したことの確認ができる場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。）を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 関税関係書類に係る電磁的記録について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。

(1) 関税関係書類に係る電磁的記録について訂正又は削除を行つた場合には、その事実及び内容を確認することができること。

(2) 関税関係書類に係る電磁的記録について訂正又は削除を行うことができないこと。

〔三・六 略〕

〔5・6 略〕

7 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務

ハ 当該関税関係書類に係る電磁的記録の

記録事項について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。

(1) 当該関税関係書類に係る電磁的記録

の記録事項について訂正又は削除を行つた場合には、これらの事実及び内容

を確認することができるこ

(2) 当該関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行

うことができないこ

〔三・六 同上〕

〔5・6 同上〕

7 法第九十四条の二第三項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務

関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務

---

者は、当該関税関係書類のうち当該関税関係書類の保存に代える日（第二号において「基準日」という。）前に作成又は受領をした書類（一般書類を除く。以下この項及び次項において「過去分重要書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分重要書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書（以下この項において「適用届出書」という。）を当該関税関係書類に係る貨物の輸入申告に係る税関長に提出したとき（従前において当該過去分重要書類と同一の種類の書類に係る適用届出書を提出していない場合に限る。）は、第四項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保

---

者は、当該関税関係書類のうち当該関税関係書類の保存に代える日（第二号において「基準日」という。）前に作成又は受領をした書類（一般書類を除く。以下この項及び次項において「過去分重要書類」という。）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合において、あらかじめ、その記録する事項に係る過去分重要書類の種類及び次に掲げる事項を記載した届出書（以下この項において「適用届出書」という。）を当該関税関係書類に係る貨物の輸入申告に係る税関長に提出したとき（従前において当該過去分重要書類と同一の種類の書類に係る適用届出書を提出していない場合に限る。）は、第四項第一号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保

存に関する事務の手続を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該過去分重要書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号口中「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキヤナで読み取る際に」と、「こと（当該関税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。）とあるのは「こと」とする。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

存に関する事務の手続を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該過去分重要書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号口中「の作成又は受領後、速やかに」とあるのは「をスキヤナで読み取る際に」と、「こと（当該関税関係書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあつては、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。）とあるのは「こと」とする。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

及び法人番号（法人番号を有しない者にあ  
つては、第七項の適用届出書に記載するこ  
とを要しない。）

〔二・三 略〕

〔8・9 略〕

（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保  
存）

第十条の三 法第九十四条の五（電子取引の取  
引情報に係る電磁的記録の保存）の保存義務  
者（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）  
の業として輸入する者に限る。以下この条に  
おいて同じ。）は、電子取引を行つた場合に  
は、次項又は第三項に定めるところにより法  
第九十四条の五ただし書の書面又は電子計算  
機出力マイクロフィルムを保存する場合を除  
き、当該電子取引の取引情報（同条に規定す

及び法人番号（法人番号を有しない者にあ  
つては、氏名又は名称及び住所若しくは居  
所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

〔二・三 同上〕

〔8・9 同上〕

（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保  
存）

第十条の三 法第九十四条の五（電子取引の取  
引情報に係る電磁的記録の保存）の保存義務  
者（法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）  
の業として輸入する者に限る。以下この条に  
おいて同じ。）は、電子取引（法第九十四条  
の五に規定する電子取引をいう。以下この項  
において同じ。）を行つた場合には、次項又  
は第三項に定めるところにより法第九十四条  
の五ただし書の書面又は電子計算機出力マイ

---

る取引情報をいう。以下この項において同じ。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、令第八十三条第六項（帳簿の記載事項等）の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第十条第一項第二号及び第四項第五号（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）並びに同項第六号において準用する同条第一項第一号（イに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が法第一百五条（税関職員の権限）の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合に

---

クロファイルムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報（同条に規定する取引情報をいう。以下この項において同じ。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、令第八十三条第六項（帳簿の記載事項等）の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第十条第一項第二号及び第四項第五号（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）並びに同項第六号において準用する同条第一項第一号（イに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が法第一百五条（税関職員の権限）の規定による当該

---

は、第十条第四項第五号（口及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて保存しなければならない。

### 「一・二 略」

三次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。

イ 電磁的記録について訂正又は削除を行つた場合には、その事実及び内容を確認することができること。  
ロ 電磁的記録について訂正又は削除を行うことができないこと。

電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるよう正在する場合には、第十条第四項第五号（口及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従つて保存しなければならない。

### 「一・二 同上」

三次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。

イ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行つた場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。  
ロ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

四 電磁的記録について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿つた運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

〔2～3 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この省令は、令和九年一月一日から施行する。

（関税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

関税法施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第四十七号）の一部を次のように改正

四 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿つた運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

〔2～3 同上〕

する。

附則第二条第一項中「改正後の」及び「（以下この条において「新令」という。）」を削り、「新令第一条の四第一項」を「第一条の四第一項」に、「新令第十条第四項第四号」を「関税法施行規則第十条第四項第三号」に改め、同条第二項中「新令第十条第七項（新令第一条の四第一項）」を「関税法施行規則第十条第七項（第一条の四第一項）」に、「新令第十条第七項に規定」を「関税法施行規則第十条第七項に規定」に改める。